

願書記入前に受験案内をよくお読みになったうえで、
出願前に、以下の点について再度ご確認・ご注意ください。

- ① 菓子製造業従事証明書の証明者印が、実印（証明者が個人の場合）や代表者印（証明者が法人等の場合。〇〇代表取締役之印という丸い印影が多い。）等登録された印が押印しており、社印（社名・団体名のみ印）、角印、認印、スタンプなどでないこと。
- ② 菓子製造業従事証明書の証明者の人数（同業者（菓子製造業）に証明をもらう場合は、ほかにもう1名必要）と資格。
- ③ 従事期間の終わりの日が、証明日よりも未来の日付になっていたり、「現在まで」や「〇月吉日」などという書き方になっていたりしないこと。
- ④ 菓子製造業従事証明書中の従事施設の許可保健所、許可番号などが正しく書かれていること。
- ⑤ 菓子製造業従事証明書に書き間違えた箇所がある場合は、その箇所に訂正印があること（証明者が2名の場合は2名分押印）。また、訂正印は証明者が証明に用いた印であること。
- ⑥ 場合によっては、証明者の印鑑登録証明書を入手・提示できること。
- ⑦ 愛知県収入証紙以外の切手や収入印紙（国）を誤って貼付していないこと。
- ⑧ 受験資格の証明のために卒業証書を持参する場合は、その**写し（コピーしたもの）**も用意すること。
- ⑨ 鉛筆ではなく、黒か青のペンを用いて、戸籍に記載のある字をわかりやすく記入してあること。
- ⑩ 受験票宛先面の「様」を消さないこと。

例年、書類不備などにより期限までに願書を提出できない方が多くいます。できるだけ日時に余裕を持って提出してください。